

日野川用水土地改良区だより

(題字 故美濃美雄前理事長書)

発行者 日野川用水土地改良区
(水土里ネット日野川用水)
第26号 令和4年5月



▲フェスタ'21 (北日野小5年生児童)

CONTENTS

- ◆ 第31回通常総代会 1～2
- ◆ 令和4年度予算・令和2年度決算のあらまし 3
- ◆ 管理課だより 4～5
- ◆ 土地改良区からのお知らせとお願い 6～7

～ありがたい 水の恵み 日野川用水～



水・太陽・人の和

日野川用水土地改良区

〒915-0056
福井県越前市向新保町 45-66
電話 0778-21-3311/FAX 0778-21-3312
URL <http://www.hinogawa.com/>
E-mail : info@hinogawa.com

第31回 通常総代会

～令和4年3月29日（火） 日野川用水中央管理所に於いて～

◆上嶋理事長あいさつ

第31回通常総代会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。組合員の皆様方には、平素より、本土地改良区の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援をいただいておりますことを心からお礼申し上げます。



▲上嶋理事長挨拶

県内で新型コロナウイルス感染が発覚してから丸2年が経ちました。昨年夏には1年遅れで東京オリンピックが開催され、今立地区出身の見延和靖選手（フェンシング）や麻生津地区出身の吉田正尚選手（野球）が金メダルを獲得するなど管内出身のオリンピックが大活躍して大いに盛り上がり、ワクチン接種など様々な感染拡大防止対策が実施されたことで、ようやく昨年末には収束かと思われたところでしたが、新たな変異株オミクロン株が猛威を振るい、今もなお収まらないことから、今回の総代会も書面議決による開催とさせていただきます。

令和3年度も春から3市1町約5,000haの水田に用水を供給してまいりました。

7月中旬、早々に梅雨が明け晴天が続きましたが、8月には武生で24時間と72時間の最多雨量を更新するなど、低温と日照不足があったことから、本県における2021年のコメの作況指数は99と平年並み、1等米比率は91.0%と高数値になったものの、県のブランド米「いちほまれ」の食味が下がる結果となりました。

加えて、新型コロナウイルスの影響から外食需要が停滞し、コメ余りが生じて米価が大幅に下落し、農家の所得が大きく減ったことは、憂慮すべきことであります。

さらにウクライナ危機により、原油、化学肥料の原料価格などの高騰が想定され、生産資材の調達への不安が募っています。

このままでは、高齢化、人口減少が本格化する中で、さらに農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し、地域の農地が適切に使用されなくなってしまうことを強く懸念いたします。

土地改良区は、農地・農業水利施設の整備等を行うため、農業者の発意に基づき設立され、地域のコミュニティ機能を活用しながら、土地改良事業により整備された施設を末端水路に至るまで自主的な運用に基づき維持管理することで、地域資源の保全等に大きな役割を果たしています。

当土地改良区としましては、組織運営体制が弱くなり、将来的に施設の管理が行き届かなくなるということが無いよう、平成26年度からは小水力発電事業を開始し運営財源を確保するとともに、会計基準に複式簿記方式を導入し、財務諸表等を作成、公表するなど透明性を向上させてきました。

一方、平成3年度から工事を開始し平成18年4月から全面供用開始されたパイプライン等の施設、設備が老朽化してきており、近年は、県営ストックマネジメント事業等により更新を図ってきています。

今年秋には、全国から2千人の意欲あふれる農業者が集う大会「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」が本県で開催されます。その際には、当土地改良区の施設を視察する予定です。農業者が土地改良事業に大きな期待をしていることがうかがわれます。

また、現在国で法定化について議論が進められている、地域における農地利用の将来像、いわゆる「人・農地プラン」の策定においては、市町における協議に土地改良区が参画することが期待されています。

これからも組合員、地域農業発展のため、国、県、市町等関係機関と緊密に連携し、小水力発電事業による売電益等の財源を有効に活用しながら、施設の維持管理、更新を計画的に進め、本土地改良区の将来基盤の確立を図っていきたくと考えておりますので皆様のご協力をお願いします。

◆通常総代会開催

令和4年3月29日（火）、日野川用水中央管理所において、第31回通常総代会を開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大の防止を考慮し、限られた最低人員を招集し、書面議決を採用しました。（総代84名中3名出席、書面議決での出席78名）

議長に越前市庄田町 河端教志 氏を選出し、議事に入り提出議案7案件について審議・採決を経て、いずれも原案どおり可決決定されました。



▲議長（河端教志 総代）



▲総代会の様子

■議案

報告第1号	令和3年度事業報告
報告第2号	令和4年度配水計画について
議案第1号	令和3年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
議案第2号	令和4年度事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算について
議案第3号	令和4年度組合費の賦課及び納期限について
議案第4号	令和4年度取扱金融機関の指定について
議案第5号	令和4年度積立金繰替運用について
議案第6号	令和4年度地区除外決済金について
議案第7号	令和4年度地区加入金について

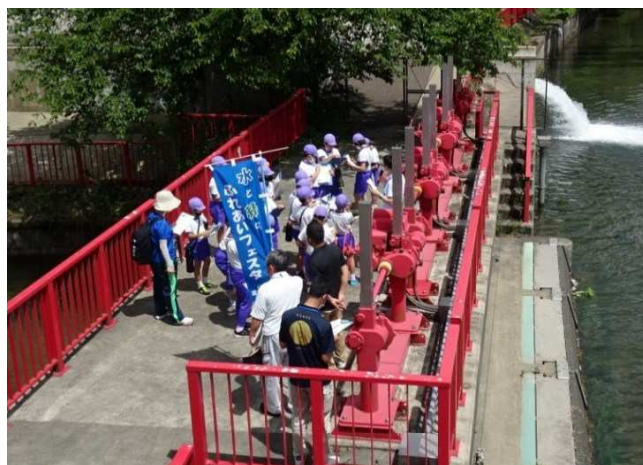
※議案第5号は一般会計・特別会計に資金不足が生じた場合に積立金（地区除外決済金、維持管理基金）より繰替えて運用するものです。

日野川用水食農体験学習塾 ～水と緑のふれあいフェスタ'21～ 開催

令和3年7月2日（金）に、日野川用水の機能や「水」の大切さ、土地改良区の果たしている役割について理解を深めてもらうため、日野川用水食農体験学習塾「水と緑のふれあいフェスタ'21」を開催しました。

学習塾には、北日野小学校5年生35名が参加し、榊谷ダムや松ヶ鼻頭首工を見学しました。

午後からは、水管理システムとパイプラインによる自然圧の噴水を見学し、お米を使った「ポン菓子」作りを体験しました。

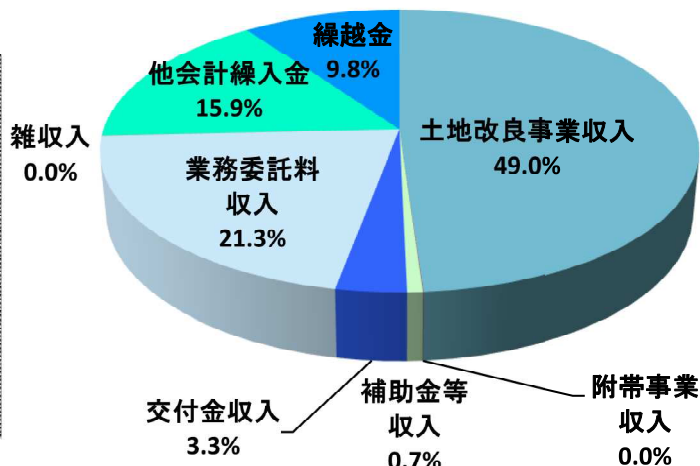


▲松ヶ鼻頭首工見学

令和4年度予算のあらまし

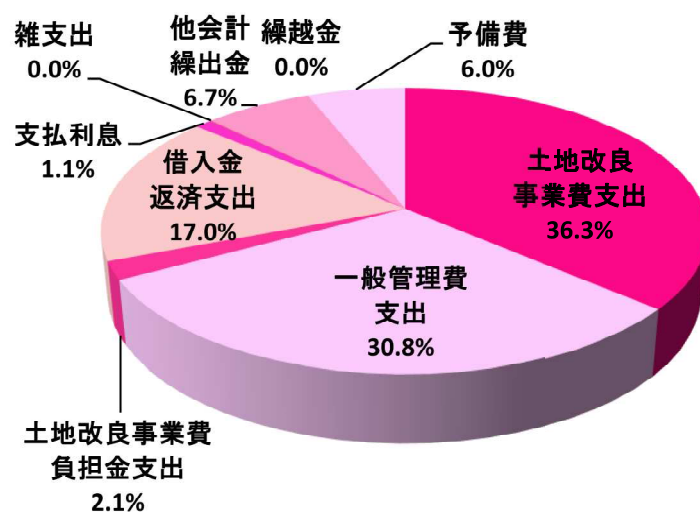
■ 一般会計 収入の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業収入	112,944
附帯事業収入	52
補助金等収入	1,677
交付金収入	7,650
業務受託料収入	49,207
雑収入	66
他会計繰入金	36,697
繰越金	22,686
合 計	230,979



■ 一般会計 支出の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業費支出	83,787
一般管理費支出	71,223
土地改良事業費負担金支出	4,808
借入金返済支出	39,175
支払利息	2,485
雑支出	100
他会計繰出金	15,400
繰越金	1
予備費	14,000
合 計	230,979



特別会計

- 地区除外決済金 69,212 千円
- 退職給与積立金 41,575 千円
- 維持管理基金 45,293 千円
- 小水力発電事業 83,046 千円

令和2年度決算のあらまし

■ 一般会計 収入の部

科 目	決算額(円)
土地改良事業収入	109,676,215
附帯事業収入	743,300
補助金等収入	2,911,288
交付金収入	5,400,000
業務受託料収入	49,207,000
雑収入	79,696
他会計繰入金	38,213,246
繰越金	12,688,437
合 計	218,919,182

■ 一般会計 支出の部

科 目	決算額(円)
土地改良事業費支出	74,031,577
一般管理費支出	60,757,462
土地改良事業費負担金支出	6,457,000
借入金返済支出	38,635,903
支払利息	3,761,643
他会計繰出金	11,243,192
繰越金	24,032,405
合 計	218,919,182

(※本土改良区は決算総代会が7月開催の為、令和2年度の決算を掲載しましたのでご了承下さい。)

管理課だより

◆令和4年度の水管理について



▲柵谷ダム（堤体から湖面方向）R4. 3. 22 撮影

今年の冬は、今庄観測点では平年の約1.4倍の降雪量がありました。現在柵谷ダムの貯水量は常時満水を確保しておりますが、今年も記録的猛暑に伴う水不足や局地的な大雨が予想されます。

ダム管理事務所との連携をより一層強固なものとし、今年も組合員の皆様が安心して実りのある秋を迎えられますよう、日野川用水の安定供給に努めてまいります。

また、多数の組合員の皆様からお問い合わせのある、「冬水たんぼ」（冬季間に水田に貯水すること）での日野川用水の利用についてですが、日野川から取水することができる水量（水利権）は決まっており、冬季の水利権がありません。原則として「冬水たんぼ」を実施する際に日野川用水を使用することはできませんので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、用水管理や用水配分及び施設の不具合（経年劣化により吐出しバルブの開閉作業が困難になった等）について、ご相談やご意見、ご要望がありましたら、お気軽に管理課までお問い合わせ下さい。

令和4年度日野川用水土地改良区配水計画

八乙女頭首工（主幹線用水路、左岸幹線用水路、右岸幹線用水路）

期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
3/26 ～ 4/25	2.188m ³ /s	2.188m ³ /s	87,510,000 m ³
4/26 ～ 5/20	7.531m ³ /s	7.531m ³ /s	
5/21 ～ 7/31	7.259m ³ /s	7.259m ³ /s	
8/ 1 ～ 9/25	8.058m ³ /s	8.058m ³ /s	
9/26 ～ 3/25	2.067m ³ /s	2.067m ³ /s	

関係土地改良区：南条、武生王子保南部、武生王子保中部、日野、武生広瀬、武生西部、武生吉野瀬、
鯖江日野川西部、福井朝日、清水、松ヶ鼻の一部、武生味真野、今立、鯖江東部の一部、鯖江片上

松ヶ鼻頭首工（中央幹線用水路）

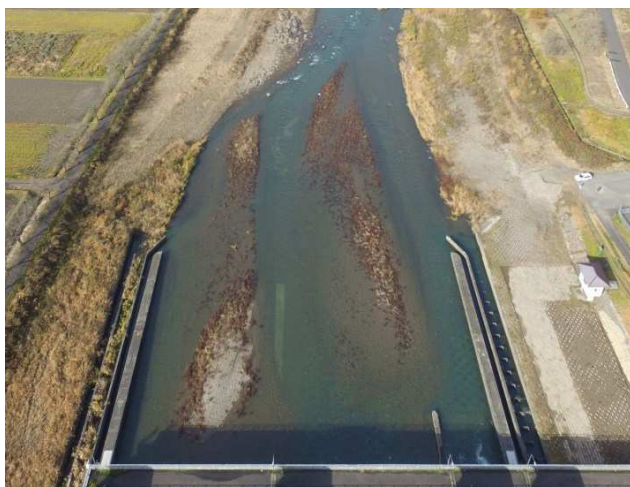
期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
4/26 ～ 5/20	3.159m ³ /s	3.159m ³ /s	49,500,000 m ³
5/21 ～ 7/31	3.377m ³ /s	3.377m ³ /s	
8/ 1 ～ 9/25	3.590m ³ /s	3.590m ³ /s	
9/26 ～ 4/25	1.220m ³ /s	1.220m ³ /s	

関係土地改良区：松ヶ鼻、鯖江下新庄、鯖江新横江、鯖江八ヶ用水、鯖江新横江、鯖江河端、鯖江東部、
鯖江鳥羽、主計、麻生津

◆施設の維持管理報告

<八乙女頭首工下流堆積土砂撤去>

取水施設である八乙女頭首工の下流部に大量の土砂が堆積し、ゲート開閉及び用水取水への悪影響を防止するため、令和4年1月にゲート下流部の土砂撤去工事を行いました。約2,000m³の土砂撤去を行った結果、安全かつ適切な頭首工管理が行えるようになりました。



▲下流堆積土砂撤去前（上流から下流方向）



▲堆積土砂撤去工事中（上流から下流方向）



▲土砂積込運搬（近景）



▲下流堆積土砂撤去完了（下流から上流方向）

●先進地視察研修（土地改良区役員）

令和3年11月10日(水)、あわら市の坂井北部土地改良区へ役員および職員17名が参加して、先進地視察研修を行いました。ストックマネジメント事業の手法により、老朽化した用水施設の計画的な整備更新を実施している事例について説明を受けました。

また、主要なかんがい用施設である坂井北部丘陵揚水機場の施設を視察しました。



▲研修の様子



▲坂井北部丘陵揚水機場視察

お知らせ

◆新理事就任について

被選任区	職務	新役員	前役員
第2	理事	佐治 覺次	石田 多丸
第3	理事	海田 和廣	出淵 忠雄

※令和3年度臨時総代会で補欠選任

◆水管理調整委員会委員の変更

土地改良区名	新委員	前委員
南 条	澤崎 輝男	今村 政治
武生 西部	大久保 健一	直井 伍平
鯖江 鳥羽	畑中 正美	大久保 清市
麻生 津	村上一 美	前田 重信
味真 野	宇野 孝恵	長田 等三

◆組合員の資格得喪届の通知義務と権利義務の継承

地区内の土地について売買等による権利変動があった場合、法律（土地改良法第43条）により、組合員たる資格の得喪者に通知義務を課しております。

その土地に賦課金の滞納があった場合は、新たな資格取得者にその権利義務が承継されることが法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。ご確認のうえ資格得喪の届出と権利義務の承継をお願いします。

なお、法務局や農業委員会等で手続きを行っても土地改良区の台帳には反映されません。必ず土地改良区への届出をお願いいたします。

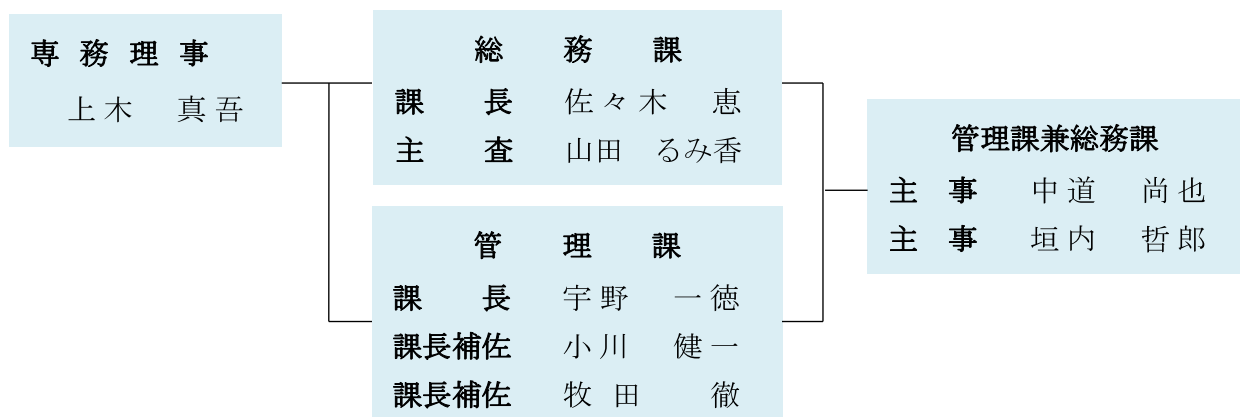
◆年度末における申請書類の提出期限について

賦課基準日は毎年4月1日となっておりますが、**各申請の受付締切は毎年2月20日**です。これは新年度の賦課台帳を作成するにあたり、賦課組合員・賦課面積を確定することが必要となるためです。それ以降の申請につきましては、新年度途中での変更はできないため提出期限内の申請をお願いします。

（組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書・地区除外申請書）

◆事務局組織

令和4年4月1日付で、人事異動がありましたのでお知らせします。
今後とも宜しくお願いします。



土地改良区からのお願い

令和4年度賦課金について

<納入期限>

1期分

令和4年 **6月30日**

経常賦課金 全区域 10アール当り 1,350円
(国営地区も含む)

賦課金の完納にご協力をお願いします。



2期分

令和4年 **12月15日**

特別(事業)賦課金 県営中央地区 10アール当り 1,090円
 県営右岸地区 10アール当り 1,790円
 県営左岸地区 10アール当り 1,580円

分割納付される方は、
2期分の納付書を12月まで
大切に保管して下さい。

納期が過ぎると延滞金がかかります

— 賦課金は土地改良区の健全な運営の基本です —

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※農協での口座振替も行っており全期前納も可能です。ご希望の方はお問合せください。

自動口座振替をご利用の方は、**納期前には必ず残高の確認**をお願いします。

※経常賦課金・・・土地改良区の運営費及び施設の維持管理費 特別賦課金・・・事業負担金

こんな時には必ず届け出を

(届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。)

申請書様式は
ホームページからも
ダウンロードできます。

組合員の資格等に

変更があった場合

- ◎農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎生前一括贈与または死亡による名義変更
- ◎住所、振替口座等の変更

※届出は自署でお願いします。

農業振興地域を

除外したい場合

- ◎土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会へ提出した時

農地を転用したい場合

- ◎田んぼを宅地等への転用
- ◎公共用地(道路等)買収による転用

※農地を転用する場合は、転用決済金(地区除外決済金)を納付して頂くことになっていますが、**申請は毎月20日までに**提出願います。

令和4年度地区除外決済金

国営直接区域	10a	34,000円
県営中央地区区域	10a	37,300円
県営右岸地区区域	10a	39,100円
県営左岸地区区域	10a	40,700円

※決済処理をした翌年度より賦課金がかからなくなります。申請がないと転用後も賦課金がかかります。

農地は食料を生産し環境を維持する大切な土地です。

みんなで農地を守りましょう!

ご意見・お問い合わせは当土地改良区まで

中央管理所への案内図

